**児童虐待を防ぐ方法**

■児童虐待とは

養育者(親など)からの不適切な関わりを指します。

虐待かどうかは、あくまで子ども側に立って考えます。いくら養育者が「子どものしつけだ」と思っても、子どもが心身の傷となるほど「痛い」「辛い」「悲しい」と感じる場合は虐待となります。

(養育者には実際に養育している人(例：祖父母、親の恋人等)も含まれます。)

|  |  |
| --- | --- |
| 身体的虐待子どもへの身体的な暴力●叩く、蹴る、噛む、首をしめる●タバコの火を押し付ける●熱湯をかけるoya_kodomo_soft.gifしつけ？ | ネグレクト子どもに無関心、無反応で放置すること●子どもに食事を与えない●子どもが学校に行きたいと思っているのに、親の都合で行かせない●「子どもが寝ているから」と親がimages.png乳幼児だけを残して、夜遊びに出る子どもが起きて親がいないと寂しくて、家の外に出たり、ベランダから身を乗り出して探すかもしれません。これらは事故につながります。●子どもが友だちと家でお酒を飲んでいても注意をしない親は子どもの危険な行動や法律違反を注意する必要があります。これも親のネグレクト（放任、監督責任放棄）に当たります。 |
| 性的虐待子どもへわいせつな行為をすること●子どもにわいせつな行為を強要する●子どもをわいせつな画像の被写体にする●親が子どものポルノや性交の場面を見せる | 心理的虐待言葉や態度で子どもの心にダメージを与えること●子どもを無視したり、拒否的な態度を示す●他のきょうだいとは著しく差別的なimagesPBQN6XNB.jpg扱いをする●子どもの目の前で、父親が母親に暴力（ＤＶ）をふるう●「産まなければよかった」など子どもの存在を否定する |

■子どもたちの命や困っている子どもたちを守る方法とは

　　児童虐待は、養育者がストレスを感じたり、身近に相談相手がおらず、孤立している場合に起こりやすく、実際は養育者自身も困っています。

①通報（知らせること）

あなたの身の回りで児童虐待を見たり、聞いたりした時には、それが虐待かどうかは間違っていてもかまいませんので、必ず連絡してください。また虐待を受けて困っているあなたも、相談してください。

早く専門の人が関わることで、子どもも養育者も助けることができます。

また通報した人の情報は固く守られます。

②相談

こんなとき…　自分が虐待を受けているかもしれない

　　　　　　　　　友人に虐待を受けていると相談され、悩んでいる

　　　　　　　　　妊娠をしたが望んでいない、誰にも言えず困っている

相談しても「叱られる」「相手にされない」と思いがちですが、

困っている人には「温かい手」を差し伸べ、一緒に考えてくれる人が

対応します。

③あなたが親になったとき

こんなとき…　 経済的に苦しく、子どもを育てていけない

仕事をしたいが、相談できる人がいない

人とのコミュニケーションが苦手で、仕事につく自信がない

育児の方法が分からない

言葉が遅れている、落ち着きがない、かんしゃくが激しい

相談しても「叱られる」「相手にされない」と思いがちですが、

困っている人には「温かい手」を差し伸べ、一緒に考えてくれる人が

対応します。

相談担当者は、あなたを批判したり、責めたりしません。

秘密は守られるので、困っていたら連絡してください。

南越前町保健福祉課　（0778）47-8007